

社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

第1 目的

この要綱は、関係法令等に規定するもののほか、その行う事業が室蘭市の区域を越えない社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び運営について、法人が留意すべき基本事項を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

第2 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第24条に規定する経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）を積極的に実施することが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- （1） 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- （2） 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- （3） 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- （4） 社会福祉事業は、当該地域において、真に必要と認められるものであるとともに、地域住民の理解と協力を得られるものであること。
- （5） 社会福祉事業に必要な財源の大半を、収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- （6） 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い必要性が薄らいでいるので、新規に行うことは抑制を図るものであること。

また、既にこの事業を行っている法人についても、当該事業の規模を拡充することは、地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図るものであること。

なお、当該法人にあっては、平成13年7月23日社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に定める基準を厳格に遵守すること。また、この基準を遵守することが困難である場合には、医療法人等への切換えを検討すること。

- (7) 第2種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人を設立することは、公的相談機関の整備充実の状況等を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分検討し、慎重に取り扱うものであること。
- (8) 第2種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人を設立することは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものであること。
- (9) 法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会(室蘭市の区域を単位とするものに限る。)が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
 - ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。
 - イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の1区画でも差し支えないこと。
 - ウ 事業規模に応じた資産を有すること。
 - エ 室蘭市の区域において、社会福祉事業又は厚生保護事業を営む者の全部が参加することを原則とすること。
 - オ 室蘭市の区域内において社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。
 - カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (10) 市町村社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。
- (11) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を営む事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。
- (12) 法人がさらに新たな事業(収益事業を除く。)を実施する場合は、直近に実施した監査結果及び決算内容等から適正に法人運営がなされており、かつ、経営基盤が確立されているものであること。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (3) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (4) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (5) 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。
- (6) 次のような事業は公益事業であること。(社会福祉事業に該当するものを除く。)

- ア 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- イ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- なお、営利事業を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるようなことは適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を室蘭市から受託して実施する事業
- なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- エ 有料老人ホームを経営する事業
- オ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- カ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- キ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ク 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ケ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- コ 子育て支援に関する事業
- サ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- シ ボランティアの育成に関する事業
- ス 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- セ 社会福祉に関する調査研究等
- ソ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第4条第1号から第6号までに掲げる事業を除く。）であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、室蘭市長が認めるもの。
- タ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（政令第4条に掲げるものに限る。以下（4）

において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

したがって、次のような場合はこれに該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても、収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合

イ たまたま、適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため、売店を経営する場合

(2) 事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは、適当でないこと。したがって、次のような事業は、法人が行うことはできないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利の融資事業

ウ ア又はイに掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号に規定する収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(4) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

(5) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。したがって、次のような場合は、認められないこと。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(6) (2)及び(5)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸しビル、駐車場の経営、公共施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

(7) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

(8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項各号に掲げる事業については、(4)は適用されないものであること。

第3 法人の資産

1 資産の所有等

- (1) 法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、次の施設を設置する場合は、各々に掲げる通知に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)

イ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)

ウ 既存法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)

カ 構造改革特別区域において、「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

- (2) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物

部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

- (3) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

- (4) 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附金が履行されないと法人運営に著しく支障を来すことから、書面による贈与契約を締結し、原則として連帯保証人をたてること。

ただし、連帯保証人については、寄附金額が100万円以下の場合や当該寄附金が認可申請時において既に履行されているときなどは、この限りではないこと。

なお、書面による贈与契約については、契約書の写し並びに寄附予定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書等を添付すること。

また、寄附予定者及び連帯保証人の所得能力、営業成績、資産状況等については、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書及び資産申立書等により明らかにすること。この場合の預金残高証明書については、寄附予定者全員の現在高を証明する基準年月日が同一であること。

- (5) 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、かつ、当該不動産の所有権が寄附者に帰属しており、当該不動産に関して抵当権・地上権等が設定されていないこと。

- (6) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源及びその他必要とされる経費について、寄附金を予定している場合も(4)と同様であること。

また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

- (7) 寄附予定者及び連帯保証人間で、互いに保証し合うことは、認められないこと。

- (8) 法人は、常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画、償還計画の下に実施すること。したがって、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈与契約者及び連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めること。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

- (1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、室蘭市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。したがって、室蘭市長の承認を得ずに、基本財産の処分又は担保提供を行うことはできないこと。

ただし、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、室蘭市長の基本財産処分の承認は必要でないこと。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、全ての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地）は、基本財産としなければならないこと。

ただし、全ての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（平成13年1月4日以降に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして室蘭市長が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下、「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 認知症対応型老人共同援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。）（以下「共同生活援助事業等」という。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。

ただし、市町村社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に市の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても法人が重要と認める財産は、基本財産として差し支えないこと。

ケ 基本財産に根抵当権を設定することは、認められないこと。

(2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、全て運用財産であること。

イ 運用財産の処分に当たっては、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)上の障害福祉サービス又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産(社会福祉施設を営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

ア 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)

イ 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)

ウ 減価する資産(建築物、建造物等減価償却資産)

エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産)の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用は認められるが、この場

合においては、別紙定款準則第15条第3項に準じて、定款に規定の上、株式に換えて保管することを理事会で議決しなければならないこと。

また、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

(4) 法人が株式を保有できるのは、原則として、次の場合に限られること。

ア (2)に定める基本財産以外の資産の管理運用を行う場合

この場合、当該法人が行う社会福祉事業等の運営に多大な影響を与えるものではないこと。

また、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限られること。

イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

また、この場合には、寄附を受けた法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成及び株式等の寄附の目的は、法人としての適切な活動等に影響を与えるものではないこと。

ウ ア、イの場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、当該営利企業の全株式の2分の1を超えてはならないこと。

また、当該営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、**法施行規則第9条**の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を室蘭市長に提出しなければならない。

(ア) 名称

(イ) 事務所の所在地

(ウ) 資本金等

(エ) 事業内容

(オ) 役員の数

(カ) 従業員の数

(キ) 当該法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

(ク) 保有する理由

(ケ) 当該株式等の入手日

(コ) 当該法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は法人に限ること。なお、定款で帰属者を定めない場合は、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第4 法人の組織運営

1 役員及び評議員

- (1) 法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）は、人格、識見に優れ、社会福祉事業について、理解と熱意をもつ者であること。
- (2) 関係行政庁の職員が法人の役員等になることは、法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当ではないので、差し控えること。
- ただし、地方公共団体が設置した施設を受託経営する法人及び社会福祉事業団にあっては、この限りではないこと。
- なお、社会福祉協議会にあっては、役員等の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員等となっても差し支えないこと。
- (3) 実際に法人経営に参画できない者を、役員等として名目的に選任することは、適当でないこと。したがって、以下のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者は、適当でないこと。
- ア 健康状態の著しく悪い者
 - イ 兼職の多い者
 - ウ 法人の事務所又は経営する施設から遠隔の地に在住する者等
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、役員等として参加したりすることは、適当でないこと。
- (5) 役員等の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできないこと。
- また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、任期当初から2年までの間、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。
- ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。
- (6) 役員等の選任は、理事会において行うこと。
- なお、評議員会を設ける場合は、役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。
- (7) 役員等に欠員が生じた場合は、法人運営上支障が生じるので、速やかに補充を行うこと。

2 理事及び理事会

- (1) 理事は、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- (2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事になることは適当でないこと。
- なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づ

き、その内容を登記すること。

(3) 理事の定数は、6人以上の確定数とすること。

(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者を、次の制限数を超えて選任しないこと。

(理事定数) (制限する親族等の人数)

6名～ 9名 1名

10名～ 12名 2名

13名～ 3名

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の3分の1を超えて選任しないこと。

(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

ア 「社会福祉事業について学識経験を有する者」とは、次のような者であること。

(ア) 社会福祉に関する教育を行う者

(イ) 社会福祉に関する研究を行う者

(ウ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

(エ) 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

イ 「地域の福祉関係者」とは、次のような者であること。

(ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

(エ) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

(オ) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員

(カ) その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として1人以上の施設長等が理事として参加すること。

ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

なお、理事として1人以上参加することとされている施設長等は、施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば、必ずしも施設長又は施設の職員に限られるものではないこと。

(8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、市の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

(9) 法人運営の基本事項は、全て理事会において十分審議し、決定されるものであり、かつ、理事は積極的に運営に参画すべきものであるため、理事会の運営が形式的に流れることなく、必要な都度、適正に開催すること。

(10) 理事長若しくは代表権を有する理事が交代したときは、1箇月以内に新理事長若しく

は新たに代表権を有することとなった理事の履歴書、身分証明書及び就任承諾書、変更を証する議事録及び変更後の法人登記事項証明書を添えて室蘭市長に報告すること。

- (11) 理事会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

なお、理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、この旨を定款上規定する必要があること。

ただし、理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいることは適当でないこと。

- (12) 理事会以外の機関をもって、議決機関とすることはできないこと。

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。

- (2) 監事の定数は、2名以上の確定数とすること。

- (3) 監事のうち1人は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。

また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成の上、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

- (4) 監事のうち1人は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

- (5) (4)の地域の福祉関係者には、2-(6)-イ-(オ)及び(カ)の者は含まれないこと。

- (6) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

- (7) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

- (8) 監事は、少なくとも四半期に1回財務及び理事の業務執行状況等について監査を実施するよう努めること。

なお、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

- (9) 監事は、理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について監査した結果、不整な点があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告するとともに、室蘭市長に報告すること。

4 評議員及び評議員会

- (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人につ

いてはこの限りではない。

ア 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

イ 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

ウ 介護保険事業

(2) 「介護保険事業」とは、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等の事業、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業及び同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業であること。

(3) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要であること。

なお、「理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要である」、「理事会での決定に先立ち意見を聴かなければならない」とは、評議員会の諮問機関としての位置づけを明確にしたものであること。

また、事前に意見を聴くことを不要とする「一定の場合」とは、必ずしも災害時に限られるものではなく、この場合は事後に意見を聴くことで差し支えないこと。

(4) 評議員会を設ける場合にあっては、評議員の定数は、法第42条第2項により理事の定数の2倍を超える確定数とすること。

(5) 評議員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(6) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の3分の1を超えて選任しないこと。

(7) 各評議員と親族等特殊の関係がある者を、3名を超えて選任しないこと。

(8) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。

また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

(9) 社会福祉協議会にあっては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、市の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

(10) 社会福祉協議会等社团的性格を有する法人にあっては、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会の決定を経た後に評議員会に付議することとしても差し支えないこと。

(11) 評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

5 その他

- (1) 理事長、常勤の理事、施設長及び事務長等法人及び施設を管理、運営する上で重要な地位にある者（管理者等）の選任に当たっては、同族経営の弊害に陥らないように、相互に三親等以内の親族関係にある者を選任することは、努めて避けること。
- (2) 施設長は、法令等に定める資格を有し、施設を適正に管理、運営できる能力を有する者であること。
- (3) 施設長が他の施設の長を兼任することは、原則として認められないこと。
- (4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。
- (5) 法施行規則第9条の規定による現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、社会福祉法人新会計基準を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。）については、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。また、その他の法人の業務及び財務等に関する情報についても同様の方法で公表することが望ましいこと。
- (6) 法人は、法第82条に基づきその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情を適切に解決するよう努めなければならないこと。また、苦情の解決を図るため、関係指針等に基づき、苦情解決体制の整備を図ること。
- (7) 勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務態勢を求めるものではないこと。

第5 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

- (1) 主たる事務所が室蘭市内にある法人が、その事業（公益事業及び収益事業も含む。）を室蘭市の区域内のみで行う場合の所轄庁は、室蘭市長となること。
- (2) 主たる事務所が室蘭市内にある法人が、道内の他市町村において事業を行う場合の所轄庁は北海道知事となること。
- (3) 主たる事務所が室蘭市内にある法人が、2以上の都道府県において事業を行う場合の所轄庁は厚生労働大臣（又は地方厚生局長）となること。
- (4) 法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。
 - ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が2以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。
 - イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会

福祉事業を全国的に連絡する事業の場合、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イと同様に取り扱うこと。

- (5) 法人の行う事業が室蘭市の区域にとどまるものか否かについても(4)に準じて判断すること。

2 認可申請の手続

- (1) 室蘭市長が所轄庁となる法人(社会福祉協議会を除く。)を設立するときは、別に定めるところにより、あらかじめ室蘭市長に協議すること。
- (2) 法人の認可申請等に関する申請書等の様式は、別記様式例によること。
- (3) 室蘭市長が所轄庁となる法人が提出する申請書の提出部数については、正本1部及び副本1部(市分)とすること。
- (4) 室蘭市長が所轄庁となる法人が提出する届出書及び報告書の提出部数については、正本1部とすること。
- (5) 社会福祉法人定款準則第14条による担保提供の承認は、次に掲げる、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供にかかる意志決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。

ア 担保提供の目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

イ 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

ウ 担保提供方法の妥当性

当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

エ 担保提供に係る意思決定の適法性

定款所定の手続きを経ていること。

- (6) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を受けること。
- (7) 補助金を受けて社会福祉施設を設置する法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。
- また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (8) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である

場合は、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

- (9) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な余剰金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

第6 定款

法人の定款については、法人がその事業の用に供するための財産の贈与又は遺贈（法人を設立するために行う財産の提供を含む。）を受けた場合、租税特別措置法第40条の規定に基づく国税庁長官による贈与者の免税の承認が円滑になされるよう、別紙「社会福祉法人定款準則」に準拠すること。

なお、社会福祉協議会にあつては、原則として全国社会福祉協議会モデル定款に準拠すること。

第7 その他

- 1 法施行規則第9条の規定による現況報告書並びに添付書類については、別に定める様式に従い、エクセル形式（添付書類については、エクセル形式による提出が困難な場合、PDF形式でも可）による電子ファイルで、前会計年度終了後3月以内に所轄庁に提出すること。
- 2 社会福祉法人及び社会福祉施設の名称については、室蘭市内における既存の法人及び施設と同一又は類似の名称とならないように留意すること
- 3 法人は、管理（運営）規程、就業規則、給与規程、経理規程、防火管理規程その他必要と認められる規程等を整備する必要があること。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。